

令和6年第4回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和6年11月29日（金曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司		

2 欠席議員

16番 荒山光広

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	寺埜真輔		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
地方創生監	佃侑祐	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	中野秀爾	総務企画部次長	古屋敦子
市民福祉部次長	佐々木靖司	建設農林部次長	中村壽志
病院事業局管理部次長	古屋壮之	総務企画部行政経営課長	新家健司
上下水道局施設課長	吉村昌展		

5 付議事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第97号 令和6年度美祢市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第98号 令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第99号 令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第100号 令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第101号 令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第102号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第103号 美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第104号 美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第105号 美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第106号 美祢市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第13 議案第107号 美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第108号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第109号 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第110号 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第111号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第112号 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する

- する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第113号 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第114号 美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第115号 美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第116号 美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第117号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第118号 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第119号 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第120号 美祢市保育所施設使用条例の一部改正について
- 日程第27 議案第121号 美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第122号 美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第123号 美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第124号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第125号 美祢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第32 議案第126号 美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第127号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第34 議案第128号 美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第129号 美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について

日程第36 議案第130号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について

日程第37 議案第131号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について

日程第38 議案第132号 令和6年度美祢市特定環境保全公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○副議長（村田弘司君） おはようございます。ただいまより、令和6年第4回美祢市議会定例会を開会をいたします。

本日、議長が欠席のため、副議長の私が議長の職務を進めます。御協力よろしく
お願い申し上げたいと思います。

それでは、これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本定例会に、本日までに送付しているものは、執行部からは、議案第97号から議案第132号までの36件、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表です。

また、本日配付しているものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件です。

報告を終わります。

○副議長（村田弘司君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、岡山隆議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りをします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定については、既に送付している予定表のとおりでありますので、御了承願います。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、去る11月7日、本市と吉本興業グループである株式会社よしもとセールスプロモーション&エリアアクシ

ョンとの間で、地方創生に関する連携協定を締結したことについて御報告いたします。

この協定は、“笑いの力”を生かして地方創生を目指そうと、シティプロモーションや地域コミュニティの活性化、移住・定住の促進など、まちづくりの各分野における取組で連携するものであります。

御承知のとおり、本市においては、既に3人の吉本興業所属の芸人が美祢魅力発掘隊として活躍しておりますが、本協定の締結を機に、BSよしもとやYouTubeチャンネルなどのコンテンツ力やプロモーション力、また、タレント力といった行政の得意分野ではない発信力と魅力を持つ吉本興業グループとの関係性を強化し、本市のPRに活用するとともに、これまで以上に笑顔あふれるまちにしていきたいと考えております。

なお、自治体と吉本興業グループがこうした協定を締結をするのは、中四国においては初めての事例となります。

以上、報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） 日程第3、議案第97号から日程第38、議案第132号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和6年第4回美祢市議会定例会に提出いたしました議案36件について御説明を申し上げます。

議案第97号は、令和6年度美祢市一般会計補正予算（第7号）であります。

このたびの補正は、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するとともに、継続費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、台風などに対応した避難所設置に伴う職員人件費やふるさと美祢応援寄附金の増収見込みに伴う寄附金事業費など3,136万8,000円を、民生費では、自立支援医療給付費等事業における障害福祉サービス報酬単価の改定等による扶助経費、また、私立保育園及び認定こども園への低年齢児の入所増加や公定価格の増額改定に伴う対応経費など8,212万円を、衛生費では、環境衛生事業特別会計繰出金

として618万5,000円を、農林費では、単県農山漁村整備事業における事業量の調整による必要経費など269万3,000円を、教育費では、美東地域の小学校統合に伴う備品等の移転経費や学校給食の食材費高騰に伴う支援経費など329万2,000円を、公債費では、借入利率上昇の影響に伴う利子の不足分など920万円を追加しております。

次に、歳入では、事業実施に伴う国・県支出金を追加するほか、ふるさと美祢応援寄附金や社会福祉等に関する指定寄附金などの特定財源を8,206万9,000円、また、前年度繰越金を追加する一方、収支調整による財政調整基金繰入金の減額など、一般財源において5,278万9,000円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,485万8,000円を追加し、総額を214億7,988万9,000円とするものであります。

次に、継続費の補正であります。

衛生センター基幹的設備改良工事ほか1件について、総額、年度及び年割額の変更を行っております。

次に、債務負担行為の補正であります。

美祢市立豊田前保育園指定管理料ほか7件を追加しております。

次に、地方債の補正であります。

農業施設整備事業債について、限度額の変更を行っております。

議案第98号は、令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、前年度繰越金の確定に伴い予算を調整するものであり、歳入において、一般会計繰入金を276万9,000円、基金繰入金を2,805万6,000円減額するほか、前年度繰越金を3,082万5,000円追加するものであります。

議案第99号は、令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、令和5年度事業費に係る消費税控除額の確定に伴うものであり、歳入において、消費税還付金を618万5,000円減額し、相当分補填のため、一般会計繰入金を同額追加するものであります。

議案第100号は、令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、前年度繰越金の確定に伴い予算を調整するものであり、歳出

において、予備費を37万1,000円追加し、歳入では、繰越金を同額追加するもの
あります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万1,000円を追加し、総額
を5億9,256万円とするものであります。

議案第101号は、令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、秋吉台リフレッシュパーク及び秋吉台家族旅行村の指定管理
に係る債務負担行為の期間及び限度額を設定するものであります。

議案第102号から議案第125号までは、施設使用料の改定に伴う関係条例の一部改
正についてであります。

議案第102号は、美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改
正について、議案第103号は、美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関す
る条例の一部改正について、議案第103号は——失礼しました。議案第104号は、美
祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案
第105号は、美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて、議案第106号は、美祢市立学校施設使用条例の一部改正について、議案第
107号は、美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第
108号は、美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第
109号は、美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議
案第110号は、美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一
部改正について、議案第111号は、美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管
理に関する条例の一部改正について、議案第112号は、美祢市田代コミュニティセ
ンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第113号は、美祢市
堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案
第114号は、美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について、議案第115号は、美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について、議案第116号は、美祢市東厚コミュニティセン
ターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第117号は、美祢市体
育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第118号は、美祢ス
ポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第119号は、
美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案

第120号は、美祢市保育所施設使用条例の一部改正について、議案第121号は、美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第122号は、美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第123号は、美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第124号は、美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第125号は、美祢市都市公園条例の一部改正について、以上、24の関係条例について、使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づく施設使用料の見直しに伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第126号は、美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市大嶺町の美晴児童遊園について、公園として活用はされていない状況であることから、これを廃止することとし、所要の改正を行うものであります。

議案第127号は、美祢市営住宅条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、秋芳町秋吉の随徳団地4戸を解体するため、所要の改正を行うものであります。

議案第128号から議案第131号までは、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第128号は、美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について、議案第129号は、美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について、議案第130号は、美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について、議案第131号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について、以上、4件について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

なお、美祢市立豊田前保育園は紫光会を、美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンターは有限会社美祢環境クリーンを、道の駅みとう及び美東都市と農村交流の館は株式会社みとう駅を、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村は特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークをそれぞれ指定するものであります。

議案第132号は、令和6年度美祢市特定環境保全公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてであります。

これは、当該施設の建設工事委託に当たり、日本下水道事業団と随意契約により17億174万円で協定を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案36件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第97号令和6年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） お尋ねいたしますが、最近、非常に話題となっております103万円の壁というお言葉をお聞きになったと思うんですが、いわゆるこの問題はですね、非常に地方自治体にとっては大きな脅威であるというふうに私は思っております。なぜかと申し上げますと、地方の自治体における住民税が大幅に減少するんじゃないかという気がいたします。

そこで、お尋ねなんですが、昨日の新聞に、山口新聞だったと思うんですが、出ておりました。

山口市においても、いわゆる37億円ぐらい減少するのではなかろうかと、これは、地方住民税への住民税からすると36%の減になるというような話がありました。

そのまた1週間ぐらい前だと思うんですね、防府市が発表いたしております。これも21億円ぐらい減少するんだというようなことで。

そこで、市長はですね、ふるさと納税、それからネーミングライツ、あるいは未利用の財産を売却して、これらをですね、あらゆる面で行い組み、地方創生のモデルとなるようなまちづくりを予算化したいということで、部課長会議で訓示を行っております。

そこで、今回補正でですね、ふるさと納税1,754万2,000円の補正が組まれておるところであります。今年度のふるさと納税の額はどれぐらいになるものかというのが1点でございます。

それから、2点目がですね、これは篠田市長にお尋ねをすることになると思うんですが、篠田市長におかれましては、先日、ご尊父さんが逝去されたにもかかわらず、待ったなしのこの美祢市の状況を踏まえてですね、今日も御出席をいただいております。心からご尊父様の哀悼の意を捧げるとともに、深く敬意を表する次第であります。

そこで、市長にお尋ねでございますが、このたびの補正でですね、財務調整基金が——財政調整基金とふるさと美祢応援基金、合わせて2億3,789万3,000円ですか——の補正をされておるようでございますが、結果として、2つ合わせて14億ぐらい使っておるわけであります。

そこで、防府の池田市長はですね、部課長会議で予算編成方針をもう訓示されておられますが、篠田市長におかれましては、この減収額の試算、こういうものがもしお分かりになればお示しをいただきたいと。

それから、ふるさと納税の取組も後ほど財政課長からお聞きをしたいと思うんですが、どのようにお考えなのか、あるいはネーミングライツ、それから美祢市においても普通財産相当でございます。そうしたものを、売却をどういうふうに行っていくのか、いわゆる基本的なお考え、方針、そういうものもお聞きしたいと思います。

特に、美祢市の場合は観光事業を持っております。観光収益というのは、非常に中身の濃いお金が使えるわけでありますので、その辺も併せてお聞きをしたいと思いますし、さらに、指定管理も今日たくさん出ております。そうしたものの債務負担行為もかなりの金額が出ておりますが、今後、こういうものをどのように見直していくのかということも併せてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、冒頭言われましたことに対しまして、本当に議員の皆様方に改めて感謝申し上げます。

回答がちょっと順番どおりにならないかもしれませんが、その点は御容赦いただきたいというふうに思っております。

まず、予算編成に当たっては、私のほうで、部課長会議の際に訓示をしたところでございます。厳しい状況であることは間違いないわけでございます。

ただ、しかし、市民の——行政は今までですね、歳入に見合うように、事業をどんどんどんどん圧縮一辺倒だったというふうに思っております。この反省を踏まえて、やはり一辺倒ではなくて、市民の皆様には希望が持てるような予算編成を行っていかうということでございます。

当然、財源は非常に重要でございますので、国・県の情報やいろいろな情報を入力しながら財源確保に努めるとともに、予算編成に当たってほしいというふうに指示したところでございます。

したがって、このたび次年度の予算は、従来、シーリング枠予算というのをやりましたけど、もう全件——全件チェック——全件を確認するという方針をさせていただいたところでございます。

あくまでも、着眼点としてはニーズベース、そして地域課題解決につながるかどうか、そして経済——地元の経済効果、そして関係人口の創出、そして持続可能性、そして財源確保ということを重点を置いてほしいということを申し上げたところでございます。

2点目でございます。

103万円の壁が178万円、国会等でも議論されているところでございます。

せんだって、全国町村会でも徹底的に戦うという発言も町村会長がされたところでございます。

政令都市の会議では、神戸市が約15%の影響があるというふうにも公表されたところでございます。

本市においては、約40%、3億5,000万円の影響があるというふうに試算しているところでございます。したがって、規模が小さい市町こそ、影響のパーセンテージが大きいというのが実情でございます。

この点については、全国知事会、また私も全国市長会の評議員になっておりますので、せんだっての理事評議員合同会議でも、議論が深まったところでございます。

財源不足は国に要望していくということでございますが、何よりも地方——地方に財政上の大きな影響がないような議論をとすることを、まず国のほうに要望しているところでございます。

次に、今後の取組として、ふるさと納税の見込みについては、後ほど担当部長——担当課長から説明いたさせたいというふうに思っておりますが、ふるさと納税の

取組ってというのはますます強化していかなければなりません。

現在、ふるさと納税担当が商工サイド、また、農林サイドとも調整を図りながら、また、一緒にふるさと納税増額になる取組を開始しているところでございます。地道な取組が今後大きな成果を生んでいくというふうに思っておりますので、地道な取組、また、それを全庁的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

ネーミングライツ、これについては、市民球場、また温水プールについて、ネーミングライツを採用しているところでございます、。

これも拡大していかなければなりません、今予算編成において、担当課に指示しているのが、事業のネーミングライツができないかということを示しているところでございます。金額ではなくて、もう現物給付でも、せっかくいろんな連携協定を締結しておりますので、その締結を生かして現物給付ということも視野に入れながら、事業のネーミングライツ制度の導入に向けて動いてまいりたいというふうに考えております。

それと、未利用財産の有効活用でございます。

本当におっしゃるとおりでございます。今遊休施設、これは今、実際に深掘りして整理している状況でございます。今、整理後、サウンディング調査を、やっぱり行政がですね、ホームページに載せるだけだったら誰も見ないということで、サウンディング調査の導入を視野に入れて、未利用施設、遊休——市の公共施設の活用を図っていききたいというふうに思っておりますし、それを指示しているところでございます。

私からは以上でございます。

ふるさと納税の今の見込みについては、担当部長のほうから回答いたさせます

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 御質問にお答えをいたします。

今年度見込んでおりますふるさと納税、ふるさと美祢応援寄附金の額ですけれども、こちらにつきましては、7,078万2,000円を今見込んでおります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） よろしいですか。新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまのふるさと納税の金額のことでございます

が、補足で御説明させていただきます。

まず、当初予算時は、財政計画で考えておりました5,324万という数字でございました。現在のところ、先ほど申し上げました7,782万を見込んでおるのは、現在、非常に米の寄附が好調であるということが原因で上昇しておる状態です。栗とか梨とかも、前年よりは多く出ているという状況でございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹岡議員よろしいですか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 一般会計の補正ですので、観光のことについてはお答えがなかったようですし、それから指定管理の問題、これも本議会にですね、数件上がっております。こうしたものを含めて12月ということになりますと、3月補正はもうほぼ決算状況の直前だろうというふうに思っておりますし、一番今が大事な時期ではなかろうかなあというふうに思っております。

したがいまして、もし、お答えがいただけるものならばですね、やはり一番大事な時期でございますので、市長のほうから、まだ、お答えいただかなかったことについて御答弁いただければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。指定管理の見直しについては、現在、指定管理に関する指針に基づいて算定をしているところでございます。これ当然、費用高騰もありますけど、いかに自主事業をうまく活用するかということも大きな今後視点になろうかと思えます。

したがいまして、今後、今現在は現在の指定管理施設の導入の指針に基づいて算定をしているところでございますが、それに基づいて、また公募もしているところでございますが、今後、これは自主事業で、いかに地域を活性化するという観点も必要ではなかろうかと思えますので、指定管理者に関するこの導入の指針については、大規模収益施設については、大きな見直しが必要ではなかろうかというふうに思っております。

で、観光収益、これは、観光事業というのは、本当に本市の未来に向けて大きなエンジンになりうると思っております。

したがいまして、先般、秋吉台上のホテルについても債務負担行為も設置させて

いただきましたし、あと、旧バスセンターの活用についても県の補助金を活用して、これを活性化していこうという今取組も開始したところでございます。

とにかく、いろんな環境を整備しながら収益増に、環境整備すれば必ず収益増につながってまいるというふうに思っております。

世界ジオパークの国内推薦の決定もいただいたところでございます。

そして、先般、別府弁天池も含めて、秋吉台・秋芳洞もテレビでも取り上げられたところでございます。山口県全体も非常に注目度を——も増しているところでございますので、観光収益の増、また、市内の動線をどうよくしていくかということも非常に大事だろうと思えますし、市民性、見た目で動いていただくという取組も必要でございます。

これについては、財源も県に、また、県とも今調整をしているところでございますので、観光収益増に向けて、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） よろしいですか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 御答弁いただきましたが、観光の詳しいことは、また所管において議論をしていきたいというふうに思っておりますが、今日は、市長の基本的なお考えをまずお聞きをして、それから総務企業委員会で議論に入りたいと、こういうふうに思っておりますので、お考えをお聞きできたので、ちょっと不服なところがありましたけど終わりたいと思います。よろしく、ありがとうございました。

○副議長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。杉山議員。

○9番（杉山武志君） 私からは2点、今の103万円の壁の話がせっかく出ましたので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

この103万円の壁でですね、その影響が、先ほど市長おっしゃったのが3億5,000万、40%ぐらいあるというお話でした。これ、103万円の壁による減収の反面ですね、交付金が増えるというお話を伺っております。その差額が3億5,000万なのか、それとも103万円の影響による単なる減収分が3億5,000万なのか、どちらなのか御説明いただきたいと。

それともう1点、今回の97号におきまして、小学校の統合に伴う備品等の移転経費っていうのが上がっているんですが、過去、統合された学校におきまして、ピア

ノですとか、もろもろの備品が放置された状態にあるのは、担当部署御存じだろうと思うんですけど、どの程度の移転経費、これ、物が残ってたんではですね、あと使用ができませんので、どの程度の移転経費を考えておられるのか、その2点、お尋ねしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

減収補填が交付税で算定されるという今御質問もございました。

減収部分の75%が地方交付税で補填されるという仕組みでございますが、これについては、103万円の壁が、それが178万になったときにどうなるのかというのは最終決定的にはないわけでございますけど、現行制度では、その減収分の75%が地方交付税で算定されるという仕組みとなっております。

先ほど40%、3億5,000万と申し上げましたのは、単純に、市民税が本市において減収分でございます。

私からは以上です。

次の小学校の移転経費の詳細につきましては、担当——教育委員会事務局長のほうから説明をいたさせます。

○副議長（村田弘司君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 美東小学校統合に係る移転経費でございます。

美東小学校は、大田小学校を活用することといたしておりまして、淳美小学校——現在の淳美小学校、それから綾木小学校から必要な備品を移転することとしておりまして、44万円の移転経費を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 杉山議員。

○9番（杉山武志君） 今、発言の中にですね、必要な備品をというお話がありました。後にですね、地域に使用してもらうにしろ、何にせよですね、一旦統合される場合ですね、皆片づけていただけたらいかかなと思っておりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

補正予算のですね、総務費——総務——財産管理費でですね、庁舎光熱水費がですね、350万増加しております。なかなかですね、本庁舎もあり、美東、それから秋芳総合支所の建築でですね、見積りきれんということがよく分かっております。

これ、どういうふうに動いたかですね、詳細につきましてですね、次の委員——予算委員会ですね、資料を頂くと分かりやすいかというふうに思っておりますが、よろしく願いいたします。

○副議長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。ちょっとすみませんね。今の要請がありました、対応できます。大丈夫です。大丈夫ということですから、次の委員会のときに提示してください。続いてありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第97号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第98号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっておる議案第98号は所管の委員会へ付託します。

日程第5、議案第99号令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっておる議案第99号は、所管の委員会へ付託します。

日程第6、議案第100号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっておる議案第100号は、所管の委員会へ付託します。

日程第7、議案第101号令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第101号は、所管の委員会へ付託します。

日程第8、議案第102号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねします。

102号から125号までなんですが、これは施設の使用料の改正となっております。

この改定で、市の収入額は総額で幾らになる見込みでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） ちょっと三好議員、三好議員、今、単独の議案ごとに質疑を行ってます。それは、ちよつとここの場面で質疑することじゃないと思いますが。いいですか。今、日程第8の議案第102号を質疑してます。

○12番（三好睦子君） それでは、102号から125号までとその都度お尋ねするののもどうかと思ひまして、まとめてお尋ねしたんですが、いけませんでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 再度、意図と質問の内容をおっしゃっていただけますか。手を挙げてください。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） それでは、102号では幾らかかるのでしょうか。収入が幾らになるのでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 三好議員、これ、美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正ですよね。もし、細目について質問があるようであれば所管の委員会のほうで、その辺のことが出てくると思いますが。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） それではですね、ちよつと——ちよつとタブレットで総務委員会のに関係する分をお尋ねしたいんですけど、ちよつと——ちよつと総務——ちよつと出ないんで、すみません。

○副議長（村田弘司君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） その都度お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） その議案ごとにもし質問があれば、その場で質問をお願いいたします。この件はいいですか。これはいいですか。三好議員、今、手を挙げられたここの議案第102号についてはいいんですか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） これは教育民生なので、その委員会でお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第102号は、所管の委員会へ付託をいたします。

日程第9、議案第103号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第103号は、所管の委員会へ付託します。

日程第10、議案第104号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第104号は、所管の委員会へ付託します。

日程第11、議案第105号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第105号は、所管の委員会へ付託します。

日程第12、議案第106号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第106号は、所管の委員会へ付託します。

日程第13、議案第107号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第107号は、所管の委員会へ付託します。

日程第14、議案第108号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第108号は、所管の委員会へ付託します。

日程第15、議案第109号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第109号は、所管の委員会へ付託します。

日程第16、議案第110号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第110号は、所管の委員会へ付託します。

日程第17、議案第111号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第111号は、所管の委員会へ付託します。

日程第18、議案第112号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第112号は、所管の委員会へ付託します。

日程第19、議案第113号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第113号は、所管の委員会へ付託します。

日程第20、議案第114号美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第114号は、所管の委員会へ付託します。

日程第21、議案第115号美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第115号は、所管の委員会へ付託をします。

日程第22、議案第116号美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第116号は、所管の委員会へ付託をします。

日程第23、議案第117号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第117号は、所管の委員会へ付託します。

日程第24、議案第118号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第118号は、所管の委員会へ付託します。

日程第25、議案第119号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第119号は、所管の委員会へ付託します。

日程第26、議案第120号美祢市保育所施設使用条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第120号は、所管の委員会へ付託をいたします。

日程第27、議案第121号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第121号は、所管の委員会へ付託をします。

日程第28、議案第122号美祢市産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この改定は値上げの改定となっておりますが、この——となっております。

それで、この収入——市に入る収入なんですが、値上げの収入はおよそ幾らぐらいの見込みでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

令和7年度の収入見込額としましては3万9,000円を見込んでおります。

以上です。

令和5年——失礼しました。令和5年度の収入実績額は2万7,000円でございます。ですので、令和5年度収入実績額と令和7年度収入見込額を——の差額は1万2,000円という形になります。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第122号は、所管の委員会へ付託します。

日程第29、議案第123号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） これについてもお尋ねします。

やはり、この電気料とかの値上げで、この使用料——利用料が上がってるわけな

んですが、これによって、市に入る収入——収入の見込額をお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 御質問にお答えをいたします。

農村勤労福祉センターにつきましては、令和5年度の収入実績額が6,000円、これに対しまして、令和7年度の収入見込額を8,000円と見込んでおりまして、その差額は2,000円になります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第123号は、所管の委員会へ付託をいたします。

日程第30、議案第124号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第124号は、所管の委員会へ付託します。

日程第31、議案第125号美祢市都市公園条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第125号は、所管の委員会へ付託します。

日程第32、議案第126号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第126号は、所管の委員会へ付託します。

日程第33、議案第127号美祢市営住宅条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第127号は、所管の委員会へ付託します。

日程第34、議案第128号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第128号は、所管の委員会へ付託します。

日程第35、議案第129号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第129号は、所管の委員会へ付託します。

日程第36、議案第130号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第130号は、所管の委員会へ付託します。

日程第37、議案第131号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それではですね、この議案第131号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理の指定についてということで、以上4件についてちゅうことであります。

その中で、この美祢市一般廃棄物最終処分場……

○副議長（村田弘司君） 岡山議員、現在、議案第131号についての質疑を行ってま

す。

○11番（岡山 隆君） 以上、それで、以上4件についてちゅうことでしょうか。

○副議長（村田弘司君） いや、以上4件とはどういう意味ですか。

○11番（岡山 隆君） 地方自治法百——第244条の2項第6項の規定により、美祢市の議決を求めるものでありますと、それで今、美祢市一般廃棄物最終処分場及び……

○副議長（村田弘司君） いや、いや、今議案に——この議事に上がっているのは、議案第131号の美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての質疑です。これに限ります。

○11番（岡山 隆君） これに限るんですか。以上、4件の分については、これはないということですか。どういうことですか。

○副議長（村田弘司君） いや、それぞれ議案が上がってますんで、そのときに、それぞれ質問されないといけませんね。

先ほど、三好睦子議員のときに申し上げたとおりです。議題というのはそれぞれ審議してまいりますんで、それぞれ日程を上げて、それぞれの議案を今審議しておるわけですから。

○11番（岡山 隆君） なかなかちょっとこれは判断——この議案を書いていますから、それをやっていくような感じですよ。

○副議長（村田弘司君） ちょっといいですか。市長の提案説明はまとめて説明をされましたけれども、それは提案説明であるからまとめられただけであって、我々この議会とすれば、議案ごとに審議するのが当たり前ですから、その議案ごとに質疑をしていただかないと会議としては成り立ちません。

○11番（岡山 隆君） 非常にちょっと勘違いしやすいような流れかなと。ここだけやったら確かに今言われるとおりですね、秋吉台リフレッシュパークの件だけの当然質問となりますけど、以上、4件と合わせて言ってますので、ちょっと勘違いしやすいかな。そのようなちょっと文章の説明かなっていうそういう認識です。

一応、これは、また私所轄の委員会じゃないですから、この辺について、ちょっと説明しようと思ったところでございます。ということは、一般会計のところであればよかったということですか。どうですか。

○副議長（村田弘司君） いや、ここは今131号の議案ですから、129号じゃないですから。129号は今もう審議終えましたよ。質疑を終えましたよ。129号は、既に皆さんに質疑はないかをお伺いをして、なかったということで（発言する者あり）いや、ちょっと待ってください、ちょっと待ってよ。今立ち上がって、今話をされておられたけど、それは終えられて、今着座されたっちゃうことですか。新たに質疑をされるということですか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） いずれにしても129号のところではすね、やればよかったと

思います。

ということで、今、以上、4件って下に書いてましたので、ちょっと勘違いしたかなとそういう認識でおります。

いずれしても、所轄の委員会でこれ質問できませんので、また機会があるところではしていきたいと思っております。

いずれにしても、これ今言った131号、この議案ではないということでしたので、了解しております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君）　　ということは、131号について——この議案については質疑はないと、いいですね。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君）　　質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第131号は、所管の委員会へ付託します。

日程第38、議案第132号令和6年度美祢市特定環境保全公共下水道秋吉広谷浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君）　　この協定っていうか、これは委託契約というふうになっております。

で、相手が日本下水道事業団ということでございますけれども、請負契約というわけではなくって、あくまでもこの契約っていうのは委託ということなんですか。

○副議長（村田弘司君）　　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　　藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず、これについては、日本下水道事業団の性格について、ちょっと申し上げなければならぬというふうに思っております。

この事業団は、私的営利を目的とする民間団体、株式会社等とは根本的に異なり、下水道整備を促進するという地方公共団体の共通の目的を追求する役割を果たしながら、水環境基準の達成という国の目標を追求する役割を大きく受け持っている地方公共団体の支援機関ということになります。

この協定は、委託団体、公共団体と事業団が委託内容について取決めを定めるつ

て——定めるといふ点においては、契約の一種だと言われております。

で、地方公共団体において、受注者とこれは締結する請負契約と大きな異なる点としては、水環境基準の達成、都市環境の整備、公害防止、水資源の活用等、国の政策目標を達成するといふ公の目的を行われているといふことでございます。委託団体と事業団——公共団体と事業団といふ2者の中で、基本的事項を定めた協定を締結することとしているものでございます。

したがいまして、この協定が締結されれば、請負契約と大きく違ふのは、事業団職員が公共団体の職員に代わり下水道事業に従事することとなります。

したがいまして、これは請負契約といふよりも、委任契約としての性格が極めて高い、強い契約の一種といふことでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 委託契約と請負契約の大きな違いといふのは、請負の場合は、もう全てその業者が責任を持つといふか、完成したものを事業者のほうに引き渡すといふことが基本的には請負契約だと思いますけれども。

この場合、先ほど市長のほうから、この日本下水道事業団ですか——のどういふ会社であるかといふか事業——企業であるかといふような説明がございましたけれども、仮に委託契約として、実際に事業といふか、この工事をするのは、この事業団が全て工事をするわけではなくて、例えば工事については、地元の美祢市の建設会社を使つたりといふこともあろうかなと思ふんですよね。

そこで、もう1つ確認なんですけれども、この事業団が自ら自分の従業員等を使って工事をするのか。それとも、要は工事内容については地元の建設会社を使ってやるのかといふか、その辺はどのようなスキームになるんでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 吉村施設課長。

○上下水道局施設課長（吉村昌展君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えします。

下水道事業団には、工事を委託するわけですが、これの内容につきましては、工事の発注から工事の施工監理、工事の完成検査までを日本下水道事業団に委託することにしております。

工事につきましては、日本下水道事業団が工事発注をし、業者を選定していくこととなります。

日本下水道事業団は、その工事に関する施工監理をしていただいて、完成検査までを行っていただいた後に、美祢市に引き渡すということになります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、藤井議員がお尋ねになったこと、私も質問しようかなと思ってましたが、工事請負契約といわゆる委託協定の違いが分かりました。したがって、私は2点ほどお尋ねをしたいと思います。

このたびの浄化センターの建設で17億ということですが、この対象といいますかね、いわゆる下水道の対象戸数、それから区域、観光客も入ってはおると思うんですが、それ以外の対象戸数と区域をお尋ねをしたいと思います。

そして、全体的にどの程度の工事費がかかった——かかるのか、いわゆる相対総合計、それも併せお尋ねをしたいと思います。

それから、戸数が分かればいわゆる下水道収益、事業ですから、下水道収益もどの程度かというのをお尋ねしたいと思います。

それから3点目なんですけど、非常にこの浄化センターが総合支所から近いんですよ。近いにもかかわらず、総合支所はいわゆる浄化槽を使った工事をしています。仕様が浄化槽になっておりますね。で、一番秋吉のまち地区が対象に入っていないと思うんですね。

したがって、法的に何か問題があったのか。だから、やらなかったのか。それとも、地元に対してですね、何か昔からの、どう言うたらええですか、覚書等があるのか。

私は当然下水道区域にしてですね、市民の皆さんが快適な生活ができるような環境づくりをすべきだというふうに思っております。浄化センターと総合支所、直線にしてどれぐらいの距離があるんですか、非常に短いと思うんですね。にもかかわらず、区域から外れてると。

したがって、将来構想として、下水道区域拡大する、あるいは編入するというようなお考えがあるのかないのか。その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 吉村施設課長。

○上下水道局施設課長（吉村昌展君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

まず、対象区域になりますけども、これは、今既存の施設であります秋吉地域し

尿処理施設の区域であります秋吉台、秋吉広谷地区、家族旅行村を対象としております。

それから、対象戸数になりますけれども、これにつきましては、今の新しい秋吉広谷浄化センターにつきましては、計画処理人口としてやっております、70人としております。

次に、全体の建設工事費になりますけれども、これにつきましては、今現在約27億円と見込んでおります。

続きまして、収益につきましては、下水道使用料等で、約750万円を見込んでおります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） それと全体構想、全体構想。手を上げてください。早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

令和4年7月に見直しを行いました——すみません。令和4年7月に見直しを行いました美祢市汚水処理施設整備構想において、秋吉地域に——秋吉地域は情勢を踏まえまして、集合処理から合併処理に見直しを行っているところがございます。

また、この構想につきましては、5年に1回程度の見直しを行うこととしております。

集合処理と——集合処理で整備を行う場合、下水道事業認可区域とするため、都市計画法上の認可が必要となります。この認可を——認可——認可区域となった場合に、合併処理浄化槽にする支援が受けられなくなるということがあります。

最後に、浄化センターから秋芳総合所までの距離ですが、直線で約600メートルとなっています。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 総額にして幾ら——27億かけて、70人の対象人口ということなんです。極めて効率の悪い事業なんです。観光が入ってるんで、先ほどの市長答弁の中にもありました。環境のいわゆる整備をすることによって、観光客を増やすということも私は大事だというふうには思っておりますが、そうしますと、5年ごとに見直すとおっしゃってもですね、今の状況では、浄化槽の補助金が取れ

ん、いわゆる下水道区域にするといろいろなその法的な問題があると、こういうこと
との理解でよろしいのでしょうか。

お聞き——答弁から受け取ったらですね、全くやる気もない。法がこうだからこ
うだというふうな御答弁だったと思うんですね。私は、もっともっと今の総合支所
もたった600メートルしかないと、なぜやらなかったのかなあと。その辺は区域外
だからやらなかったというお答えなんではないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

今回の特定環境保全公共下水道事業を実施するには、先ほども申しましたとおり、
都市計画法上の認可区域となる必要があります。

そうしたことから、このたびの総合支所周辺においては、区域に含まれていない
ということでありますので、このたびは事業として——事業として取り組めなかつ
たということでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） いいですか。ほかにありますか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

この建設工事の内容が、それぞれ建設工事の内容があるわけなんですけれど、先
ほどの説明では、この日本下水道事業団が業者の選定をするとのことでしたが、こ
の事業——事業——業者を選ぶのは、その事業団の御自由かと思うんですが、なる
べく市内業者にこの仕事の——仕事がというか、この仕事が回るように要請をされ
るべきと思いますが、その点はどうなのでしょう、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 吉村施設課長。

○上下水道局施設課長（吉村昌展君） 三好議員の御質問にお答えします。

工事業者につきましては、なるべく市内業者を選定をし——使ってほしいという
ことは、お願い——努めておるところでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） ここで、お諮りをいたします。ただいま議題となっていま
す議案第132号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。これに御異議ありませんか。山中議員。

○13番（山中佳子君） 議会規則37条と言われましたけれども、その説明をちょっとしていただきたいと思います。

○副議長（村田弘司君） ちょっと質問の意図がよく分からなかった。もう一度おっしゃってください。山中議員。

○13番（山中佳子君） 今、この議案については、即決というふうなことを議長言われました。その規則というのが37条と言われましたので、その37条についての説明をちょっとしていただきたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 了解しました。事務局長、ちょっといいですか。事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） では、山中議員の御質問にお答えをします。

会議規則第37条第2項を読み上げます。

委員会で——2項読み上げます。

委員会提出の議案は委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会または特別委員会に係る議案は常任委員会、または特別委員会に付託することができるとなっております。

○副議長（村田弘司君） 会議規則第37条ですよ、その第3項、1、2項があるんですが、第3項に、前2項における提出者の説明並びに第1項における紹介議員の説明及び委員会の付託は討論を用いないで、会議に諮って省略することができるということですね。山中議員。

○13番（山中佳子君） すみません、タブレットにこの規則を送っていただけますでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 送ってください。入りましたか。

○13番（山中佳子君） 入りました。

○副議長（村田弘司君） ちょっといいですか、今、山中議員続いていますから。いいですか、山中議員。山中議員。

○13番（山中佳子君） 第2項の議長が必要と認めるときはというふうなことに当たるのだと思うんですけども、この秋吉広谷浄化センターの工期っていうのが令和9年の3月31日となっております。そんなに即決するほどの緊急性を要するものかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 上下水道事業局、説明してください。吉村施設課長。

○上下水道局施設課長（吉村昌展君） 山中議員の御質問にお答えします。

まず、なぜ即決かということですが、今ちょっと最初から説明しますと、秋吉広谷浄化センター整備事業については、工事の発注から工事の施工監理、工事の完成検査までを日本下水道事業団に工事委託することにしております。

この工事委託は、日本下水道事業団が直接工事をするのではなく、日本下水道事業団が工事の発注を行い施工業者を選定し、工事を進めていくこととなります。

1日も早い完成を図るため、これらの手続に早く取りかかっていたら、早期に事業に着手したい——着手したいことから、日本下水道事業団との工事委託の協定の締結について、このたび即決議案として提出したところです。

以上です。

○副議長（村田弘司君） ちょっと待ってくださいよ。篠田市長、何か補足することがありますか。いいですか。山中議員。

○13番（山中佳子君） この本会議の最終日は12月18日ということですが、この20日間が待てなかったのでしょうか。

○副議長（村田弘司君） さらに詳しい説明を上下水道事業局ありますか。早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 山中議員の御質問にお答えします。

なぜ、この20日間待てないのかということですが、先ほども課長が申しましたとおり、協定を締結して、今から本協定になった後に、日本下水道事業団のほうで業者選定に移られるわけですが、そうしたことから、業者選定の日数等も必要になりますことから、1日も早い着手に努めていただきたい、環境を整えたいということで、このたび議案を提出させていただいたところですが。

以上です。

○副議長（村田弘司君） いいですか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私も即決事項とは思ってませんでしたので、もう質問は終わりましたから質問もできないんですね。まだたくさんあるんです。いわゆる原価意識を持っていただきたい。そのためには、お互いがもう少し議論したいと私は思ってたんです。750万の1年間の収益を27億かける事業ですよ。もっと原価意識を持って、お互いに議論していきたいと私は思ってたんですよ。

即決ということになりますと、ちょっと反対です、私は即決に。なぜ20日間待てないんですか。これ、何年前からやってたんですか、このことは。十分9月議会出すことができただろうと思うんです。

以上です。

○副議長（村田弘司君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） ありません。そしたら、これより、議案第132号の討論を行います。（発言する者あり）ちょっとよろしいですか。ここでね、暫時休憩をいたします。

午前11時28分休憩

午後2時07分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの山中議員の会議規則に関する質問について、事務局から説明をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 先ほどの山中議員の御質問にちょっと不明な点がありましたので、再度御説明いたします。

会議規則第37条においては、第1項において、本会議における議案、第2項において、委員会提出の議案に係る委員会への付託について記載がございます。続いて、第3項において、議案の委員会付託について、討論を用いなくて会議に諮って省略できることが——省略することができるという記載になっております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 議案第132号について、執行部から説明を求めます。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 先ほどの竹岡議員の御質問に対しまして、早田局長、また吉村課長が御説明申し上げましたが、補足説明をさせていただきたいと思っております。

秋吉地域のし尿処理施設につきましては、昭和48年から供用が開始されております。近年、老朽化対策、老朽化対策は本当に喫緊の課題でございました。

御案内のとおり、秋吉台地下水系というのは、日本で唯一ラムサール条約に認定された登録地でございます。いかに水質を守っていくかというのも我々の課題でござ

ざいます。

先ほどの御質問で、費用対効果について、ちょっと御説明をさせていただきたいと思えます。

吉村課長が、受益戸数70戸というふうに説明をいたしたかと思えます。この70戸というのは、実際に家のある戸数でございますが、このし尿処理施設の利用者っていうのは、秋吉台上のカルスター、また展望台、そして売店、そして秋吉台科学博物館、そして家族旅行村、そして御案内のとおり、以前ではホテルも利用されたわけでございます。したがって——そして観光客数、入洞者数が40万人あります。

今後、この利用者数も観光者も我々は増やしていかなければなりません。そういった観点も十分考慮しながらの設備投資でございます。

財源といたしまして、総事業費は27億円という説明をしたかと思えます。そのうちの半分は社会資本総合整備交付金でございます。いわゆる国庫補助でございます。で、補助の残の半分につきましては、企業債を活用することとしてます。この企業債のうちのまた半分为、これ過疎債を適用するということになります。この過疎債部分については、後年、地方交付税で算入されることとなります。

したがって、27億円のうちの約3分の1から4分の1が実質的な市の財政負担だろうと——ではなかろうかと試算しているところでございます。

また、処理区域——処理——汚水処理区域の件でございます。

これについては、範囲を広げますと、既に合併浄化槽を設置されているところも多くあるわけでございますし、事業費がもう格段に拡大するということがございます。

我々執行部といたしましては、この老朽化対策を急ぐべきという判断から処理区域の算出、また、それを御説明させていただいたところでございます。今議会で本日上程して、また御議決賜りたいという理由でございます。

補助の関係上、年度内に事業を完了する必要がございます。そして、事業団からの要請、下水道事業団からの要請、また協議の上、1日も早く着手したいという思いから提案させていただいたわけでございます。説明が不足しておりましたこと、改めておわび申し上げます。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君）　ちょっと竹岡議員、いいですか、先に私のほうから。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第132号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 当初ですね、私は専決処分——専決処分じゃなかった。本日のいわゆる委員会付託をせずにといつもりでおったんですが、質問をしていく段階でですね、これは大変だと。で、休憩前に申しあげましたように、お互いが原価意識を持つべきだというふうに思いました。

確かに、今市長の説明でですね、昭和時代に投資したいろんなものが更新をしていかなくちゃいけない時代が来ております。しかし、何でもかんでも更新するんじゃなくて、やっぱり荒廃、いわゆる廃止することも大事だというふうに思ってます。そうした観点から議論をもっと深めていくべきだというふうに思ったんで、先ほども、ちょっと即決することについては反対だということを申しあげました。

もし、どうしてもですね、これが急ぐものなら、これいつ頃に——ちょっと原因が分かりません。なぜ、今日提案して、今日採決するかという説明はなかったというふうに思います。もし、急ぐものなら、臨時議会でも開くことはできたはずですよ。その辺の説明をいただかないとちょっと納得ができないわけではありますが、よろしくお手配をお願いしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） ですから、この議案第132号に対する今の異議という形がいいですかね。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私が申し上げたいのは、この議案に反対、賛成、当然討論はやるべきだと思うんですが、その前に私が申し上げたいのは、いわゆるこの採決取るまでのプロセスの話でですね、なぜ、今日即決をしなくちゃいけない。その理由をまず教えていただきたい。

それから、議案については、私は反対するつもりはありません。当然観光客、何十万人という観光客も含めてですね、環境整備をしようということですから、それについて反対するわけではありません。

ただ、議会における審議するプロセスについてちょっと疑問があるんで、お尋ねをしたわけでありまして。

○副議長（村田弘司君） これは、私、議長職を今代行してます副議長に対する質問だろうというふうに思いますが、本議案が今回ここに即決議案として上程されたの

は、ここに至るまで、議会運営委員会のほうに諮っております。本議会を開催するに当たって、議会運営委員会を開いております。非常に重要な会議です。その中で、このことについて提示されまして、議会運営委員長のほうからそのことを提示され、即決議案として、議会運営委員会のほうで了解をやらせまして、その上で、本議案が今回即決議案として本会議初日に上程されたと私は理解しておりますが、いかがでしょうか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私の個人的な意見に対して、副議長は、先ほども会派代表者会議で決めた、議運で決めた、こうおっしゃるんです。

私は質問する段階で、これは今日即決すべきことじゃない、もっと議論を深めていきたいとこう申し上げたんです。けど、無視されるのは、それはそれで結構ですよ。

で、場合によっては、これだけ急ぐものなら、なぜ臨時議会を開くことはできなかったんですかというお尋ねをしたんですが、それにもお答えをいただいております。したがって、私は、そのプロセスを問題視してるとこういうふうに理解していただきたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 臨時議会を招集する招集者ですよ、市長だろうと、首長だろうと思いますが、今回、定例議会にこの議案を出されて、るこの説明を受けた中で、先ほど竹岡議員もおっしゃいましたけども、会派代表者会議、それから議運——議会運営委員会、それから全員協議会等でそれぞれそのことを話されて、了解を得てこられたというプロセスがあります。

ですから、もし臨時議会を開くべきところであれば、その前の段階で、市長のほうから臨時会を開きたいというふうな話があったというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

これは、市長に聞いたほうがいいですかね。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 御質問にお答えいたします。

竹岡議員がおっしゃることも、ごもっともだろうと思います。

ただ、この時期であれば、この時期であれば、締結——協定を締結して、12月に着手すれば間に合うという事業団の要請、また事業団の協議の結果、初日で議案提出、また、議決をお願いしたいという運びとなったわけでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 最後にね、申し上げたいと思いますが、いろんな質問の中で、私はもっと議論すべきだという判断をしたのは事実でありますし、それを申し上げましたが、今の臨時議会開く間がなかったとか、なぜ、ここまで延ばしながら今日即決しなければならないか、理解をすることができません。

皆さん、それで理解できたんでしょうか。これが美祿市の議会のやり方ですか。やっぱし疑問が残れば、僕は審議すべきだと思ってるんですが、何が何でも採決されるとおっしゃるならば結構です。これ以上は申し上げません。

○副議長（村田弘司君） それでは、諮りたいというふうに思います。本案について、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（村田弘司君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第132号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第132号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村田弘司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時21分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月29日

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃